

# 美唄市立中央小学校 『学校いじめ防止』 基本方針

平成26年3月策定

## I. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### 1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童(生徒)の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを見過ごす、あるいは認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 2. いじめの禁止

- ①児童は、いかなる理由があろうとも、いかなる場においても、いじめを行ってはならない。
- ②児童は、いじめを見過ごしてはならない。

### 3. 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## II. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### 1. 基本施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止

- ①学校の最重点目標の一つに「安全・安心の学校」を掲げ、弱いものいじめや悪意のある言動をしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培い、「心と心をつなぐ」対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ④いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文の取組・仲間づくり集会等を実施する。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

##### ①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、チェックリストを活用するとともに、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ○児童(生徒)対象いじめアンケート調査 | 年2回(6月、11月) |
| ○保護者対象いじめアンケート調査    | 年1回(8月)     |

○教育相談（学級担任による聞き取り調査） 年2回（7月、12月）

②いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

○スクールカウンセラーの活用

○いじめ相談窓口、いじめ相談ボックス（校長ボックス）の設置

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようネットパトロールを定期的の実施し、ネットトラブルに関する情報を収集して、児童及び保護者への周知を図り、必要な啓発活動として、情報モラル教室や研修会等を行う。

2. いじめ防止・生活指導上の問題等に関する措置

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う組織を設置する。

①名 称 「生活指導委員会・いじめ防止対策委員会」

②構成員

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、各学年1名、スクールカウンセラー  
当該学級担任（いじめ、問題行動事案発生時）

②活 動

○いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

○いじめ防止に関すること

○いじめ事案に対する対応に関すること

○いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めること

○生活指導の現状や指導についての情報交換、対策検討

③開 催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめや問題行動に対する措置

①いじめ等に係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめを受けた児童(生徒)が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) いじめや問題行動発生時の対応



3. 重大事案への対処

生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、美咲市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4. 学校評価における取り組みの評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止、早期発見、再発防止にかかわる取り組みに関すること。

5. 年間計画

- 4月 9日 (水) 第1回委員会 (年間計画等の確認)
- 5月 9日 (金) 第2回委員会 (いじめアンケート実施について)
- 19日 (月) 第1回いじめに関する研修の実施
- 6月10日 (火) 第2回委員会 (いじめアンケート結果について)
- 11日 (水) 第1回いじめアンケート実施
- 7月 8日 (水) 第3回委員会
- 9月 5日 (金) 第4回委員会第5回委員会
- 10月 3日 (金) 第5回委員会
- 11月 4日 (火) 第6回委員会
- 5日 (水) 第2回いじめアンケート実施
- 12月 5日 (金) 第7回委員会
- 2月 4日 (水) 第8回委員会 (反省)
- 3月 4日 (水) 第9回委員会 (1年間のまとめ, 次年度に向けて)

## 基本方針

いじめは絶対にゆるさない、させない  
 いじめの早期発見・早期対応につとめる  
 いじめの未然防止の取組を進める

## 目標

いじめをゆるさない支持的風土のある学級・学校づくり  
 子どもたちのコミュニケーション能力を高める  
 いじめの早期発見・早期対応・早期解決

### 早期発見・早期対応

- ★学校アンケートの実施  
(年2回 6月 11月)
- ★保護者アンケートの実施  
(年1回 8月)
- ★いじめ相談ボックスの設置
- ★チェックマニュアルによる観察
- ★情報モラル等の研修の実施
- ★教育相談の実施  
各学級  
スクールカウンセラー
- ★生活指導委員会・いじめ防止対策委員会の設置
- ★校内巡視の実施
- ★休み時間の遊び
- ★家庭訪問 懇談会

### ゆるさない・させない

#### ◎特別活動

- ・学級会 学級をよくするための話し合い
- ・児童会 学校をよくするための話し合いや行事の実施

#### ◎道徳 内容項目1・2・4

#### ◎各教科等

#### ◎コミュニケーション能力の育成

校内研究 自分の思いや考えを持ち相手にわかりやすく表現できる子どもの育成

### 未然防止

#### ☆あいさつ運動

☆安全ビデオ作成(生活委員会)

#### ☆よろしく集会(4月 9月)

☆家庭との連携  
心のノートの活用

☆家庭との連携・啓発  
学校だより、学級通信

### 生活指導委員会・いじめ防止対策委員会

校長

市教育委員会

教頭 生徒指導担当教員 養護教諭 学年担当  
 該当学級担任 スクールカウンセラー

関係機関

当該児童・保護者

#### 「いじめ問題対応」にかかわる個人研修内容例

- 児童生徒理解
- 教育カウンセリング
- エンカウンター、アサーション等のソーシャルスキルトレーニング
- ピア・サポート

など